



長期予想では暑くはると言われていた今年の夏、蓋をあけてみたら夏とは思えないくらい朝晩は窓を開けてると寒いくらいの陽気。
 過ごしやすくて私は大歓迎だったのですが、世間一般的にはやはり言われていい。
 このお天気不良で米や野菜にかはりの影響を与えているようです。私はニュースを見ていて思ったのが、東京のスーパーではホウレンソウが約1.5倍値上がりして「束148円」...
 え〜！ 私の行くスーパーは値上がりしていると言われる前から「束198円」だったよ？？ 東京よりもいわきの方が高い？
 何となく腑に落ちない気分。
 夏は暑くて嫌だほめという気持ち持ちはありますが、やはり夏の季節ごとの陽気・食べ物・様々な行事等を味わいたいものですね。(衣買、満山)



ひとくちメモ

「旧暦と新暦」

よく、旧暦という言葉を目にしますが、新暦との違いをご存じですか？

- 旧暦とは・・・太陰太陽暦で月の満ち欠けと太陽の運行を組み合わせた暦法です。新月から新月までの周期が29.5日のため1年が354日。1ヶ月分のズレが生じた時に閏月(うるうづき)を設けて調整していました。
- 新暦とは・・・太陽暦で地球が太陽を1周するのにかかる時間を1年とします。1周するのにかかる時間が365.24219日のため、このズレを調整するのに4年に1度閏年(うるうどし)があります。

明治5年に旧暦から新暦に改暦され、約1〜2ヶ月のズレがあります。現在では、新暦で行事を行うことが多くなりましたが、旧暦で行うのが一般的な行事もたくさんあります。

例えば、七夕は7月7日ですが、仙台やいわきでも七夕祭りは8月6〜8日に行われているのは古くからの風習であり旧暦をもとにしているのでしょうね。

ひとくちメモ



『法定相続情報証明制度』の創設

平成29年5月29日から、全国の法務局において各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

相続は誰にでも起こり得ることであり、相続が発生した際に相続人は不動産登記の名義変更や預貯金の解約等の手続きを行う必要があります。これらの手続きを行う場合に、今までは被相続人の戸籍謄本等を取り寄せ、その束を整理して法務局や金融機関等に提出しておりました。

今回の「法定相続情報証明制度」は、相続が発生した場合に誰が法定相続人かがわかる法定相続情報一覧図を法務局に認証してもらう制度です。不動産だけでなく、金融機関や保険会社等各種相続手続きにおいて法定相続情報一覧図の利用により相続の手続きが従来より円滑に行えるようになります。但し、戸籍謄本等の収集は、今まで通り相続人もしくは代理人が行わなければなりません。

○手続きの流れ

- ① 戸籍謄本等を収集する。
- ② 収集した戸籍謄本等をもとに法定相続人が分かる一覧図を作成する。
- ③ 申請書を記載し、①・②の書類を添付して法務局に提出する。
- ④ 法務局において提出された書類を確認し、法定相続情報一覧図を保管。
- ⑤ 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付する。

戸籍謄本等は返却されます。

※ 法定相続情報一覧図交付に際しての手数料は、かかりません。

また、法定相続情報一覧図は法務局で5年間保管されますので、この間は、一覧図の再交付することが可能です。

⑥ 相続人は、一覧図を用いて各種の相続手続きを行うことができます。

※ 遺産分割協議書や放棄の書類は別途必要になります。

※ この制度は義務づけられるわけではないので、これまでどおり戸籍の束で相続手続きを行うことができます。

※ その他詳細については法務省のHPをご参照下さい。



【無料進呈中】知らないと損をする！

『誰も教えてくれない不動産の賢い購入法』

～不動産取引って、分からない事が多すぎませんか？～

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引のいろいろな事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この小冊子をご希望の方は小島北店までご連絡下さい。ニヤンとなく お家探しはサービス1番の当社へ

一体幾らで買えるの？

引っ越し 住宅ローン

税金

自己資金 資金計画



TEL 0246 (27) 0331

